

議案第 32 号

里庄町道路占用条例の一部改正について

里庄町道路占用条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和元年 6 月 10 日提出

里庄町長 加藤 泰久

(提案理由)

元号を改める政令（平成 31 年政令第 143 号）が令和元年 5 月 1 日に施行されたことに
伴い、所要の改正をする必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

令和元年6月 日公布
里庄町条例第 号

里庄町道路占用条例の一部を改正する条例

里庄町道路占用条例（平成26年里庄町条例第24号）の一部を次のように改正する。
様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第3条、第5条、第6条関係）

No.

新規	変更	継続	()
			年 月 日

道路占用許可申請書

年 月 日

里庄町長

様

住所〒

氏名

印

担当者

TEL

道路法の規定により、次のとおり許可を申請します。

占用の目的					
占用の場所	路線名				
	場所				
占用物件	名称	規模	数量		
占用の期間	年 月 日から	間	占用物件の構造		
	年 月 日まで				
工事の時期	年 月 日から	間	工事实施の方法		
	年 月 日まで				
道路の復旧方法			添付書類		
関係者の承諾					印
備考					

記載要項

- 「新規・変更・継続」については、該当するものを○で囲み、変更・継続の場合には、従前の許可書の番号及び年月日を記載すること。
- 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事業所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「担当者」の欄に所属・氏名を記載すること。
- 「場所」の欄には地番まで記載すること。占用が2以上の地番にわたる場合には、起点と終点を記載すること。
- 変更の許可申請にあたっては、関係する欄の下部に変更後のものを記載し、上部に変更前のものを（ ）書きすること。
- 「添付書類」の欄には、占用の場所、物件の構造等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載すること。
- 「関係者の承諾」の欄は、町の指示に従い、地元分館長等に署名をいただくこと。
- 2部提出すること。（1部はお返します。）

様式第2号を次のように改める。

様式第2号（第8条関係）

道 路 占 用 許 可 書

第 号

様

年 月 日付けで申請のあった道路占用については、次のとおり許可する。

年 月 日

里庄町長

印

占用物件	名 称	規 模	数 量
	占用の期間	年 月 日から 年 月 日まで	占 用
工事の時期	年 月 日から 年 月 日まで	料	(占用料納入期限) 納入通知書により指 定する期限
(許可条件)			
(道路交通に対する措置)	(工事の時間)	時 分から 時 分まで	この道路占用許可について不服があるときは、道路法第96条及び行政不服審査法（平成26年法律第68号）に定めるところにより、この許可書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、書面で町長に対して審査請求をすることができる。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなる。

様式第4号を次のように改める。

様式第4号（第10条関係）

道 路 占 用 承 継 許 可 書

第 号

様

年 月 日付けで申請のあった道路占用権利変更については、次のとおり許可する。

年 月 日

里庄町長

印

占用物件	名 称	規 模	数 量								
占用の期間	年 月 日から 年 月 日まで	占 用	<table border="0"> <tr> <td>総額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>年度</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>初年度</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>最終年度</td> <td>円</td> </tr> </table>	総額	円	年度	円	初年度	円	最終年度	円
総額	円										
年度	円										
初年度	円										
最終年度	円										
工事の時期	年 月 日から 年 月 日まで	料	(占用料納入期限) 納入通知書により指 定する期限								
(許可条件)											
(道路交通に対する措置)	(工事の時間)	この道路占用許可について不服があるときは、道路法第96条及び行政不服審査法（平成26年法律第68号）に定めるところにより、この許可書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、書面で町長に対して審査請求をすることができる。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなる。									

附 則

この条例は、公布の日から施行する。